

議案第21号

基山町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正について

基山町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月4日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

基山町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

基山町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和50年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「知的障害を有する者又は身体」を「重度の知的障害を有する者、身体に重度の障害を有する者又は精神」に改める。

第3条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 重度精神障害者

障害程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の1級に該当する者

第5条に次の1項を加える。

- 3 第3条第3号に規定する者の医療費のうち、医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号に規定する精神病床への入院医療に要した費用についての助成は行わない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の規定は、令和3年4月1日から適用し、令和3年3月31日以前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

提案理由

佐賀県重度心身障害者医療助成費補助金交付要綱の改正に伴い、新たに重度精神障害者を医療費の助成対象者とするため、基山町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例を改正する必要がある。

令和3年6月11日原案可決